

平成17年第4回訓子府町議会臨時会会議録

議事日程

平成17年11月28日(月曜日)

午前10時00分開議

- 第1 会議録署名議員の指名(2名)
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告
- 第4 議案第53号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議案第51号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議案第52号 町長、助役及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議案第48号 平成17年度訓子府町一般会計補正予算(第7号)について
- 第8 議案第49号 平成17年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 第9 議案第50号 平成17年度訓子府町水道事業会計補正予算(第1号)について

出席議員（14名）

1番	田中	與士信	君	2番	安藤	義昭	君
3番	渡邊	守彦	君	4番	山本	朝英	君
5番	松浦	啓博	君	6番	大坪	勝廣	君
7番	柴田	喜八	君	8番	小坂	正利	君
9番	上原	豊茂	君	10番	高橋	徳男	君
11番	佐藤	静基	君	12番	小林	一甫	君
13番	渡邊	易右工門	君	14番	橋本	憲治	君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町	長	深見	定雄	君
助	役	宮川	伊三男	君
総務課	長	山田	日出夫	君
企画財政課	長	佐藤	正好	君
町民課	長	山川	栄二	君
福祉保健課	長	佐藤	純一	君
農林商工課	長	山内	啓伸	君
建設課	長	竹村	治実	君
水道課	長	竹村	治実	君
施設車両課	長	小田	藤夫	君
教育	長	小野	茂	君
管理課	長	平塚	晴康	君
社会教育課	長	佐藤	明美	君
監査委員		四十物	義雄	君
農業委員会事務局	長	菅野	宏	君
出納室	長	菊池	一春	君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局	長	小野	良次	君
議会事務局	係長	今田	和則	君

開会の宣言

議長（柴田喜八君） 皆さん、おはようございます。

それでは定刻になりました。

ただいまから、平成17年第4回訓子府町議会臨時会を開催いたします。

議会運営委員長の報告

議長（柴田喜八君） 安藤議会運営委員長から、本日の議会運営について報告をいただきます。

議会運営委員長（安藤義昭君） 議会運営委員会からご報告を申し上げます。

本日、午前9時30分から議会運営委員会を開催いたしまして、平成17年第4回臨時町議会に係わる運営について協議をいたしました。

議件につきましては、町長提案が6件でございます。行政報告につきましては3件、会期は本日1日間ということになります。議事日程等につきましては、お手元に配付してあるとおりであります。

以上のとおり決定いたしましたので、ご報告を申し上げます。

議長（柴田喜八君） ご苦労さまでした。

開議の宣告

議長（柴田喜八君） 本日の出欠報告をいたします。本日は全議員の出席であります。

なお、白崎教育委員長、鳥山農業委員会会長、久原選挙管理委員長から欠席の報告がありました。

ただちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布してあるとおりであります。

諸般の報告

議長（柴田喜八君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

議会事務局長（小野良次君） 本臨時会の説明員並びに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりであります。なお、本臨時会に町長から提出されております案件につきましては、議案が6件です。

以上です。

議長（柴田喜八君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

会議録署名議員の指名

議長（柴田喜八君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長において、12番、小林一甫君、13番、渡邊易右工門君を指名いたします。

会期の決定

議長（柴田喜八君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 異議なしと認めます。
よって、会期は1日間と決定いたしました。

行政報告

議長(柴田喜八君) 日程第3、深見町長から行政報告がありますので、この際発言を許します。

町長。

町長(深見定雄君) 本日、平成17年第4回臨時町議会をご召集申し上げましたところ全員のご出席をいただき厚くお礼申し上げます。

本臨時会にご提案しています概要を申し述べまして、ご理解を賜りたいと存じます。

最初に、一般会計並びに下水道事業特別会計及び水道事業会計に係わる補正予算でございますが、各会計とも平成17年度人事院勧告に基づく給与改定等に伴う補正予算の提案をさせていただきます。

次に、条例の一部改正ですが、「職員の給与に関する条例」の一部改正については、人事院勧告に準じて町職員給与の改定を提案させていただきます。

また、「議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例」及び「町長・助役及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例」の一部改正につきましては、町職員の給与改定に準じた改定を提案させていただきます。

次に、不適切な公金処理に係わる職員の処分に伴い町長及び助役の処分として、「町長・助役及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例」の一部改正による減給を提案させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

また、詳細につきましては、助役あるいは担当課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、行政報告でございます。

まずはじめに、昨日、北見市において、北海道運輸局が主催する「ふるさと銀河線代替交通確保協議会」が開催され、代替バスの運行計画が決定されましたので、その概要を報告いたします。

まず、バスの運行本数であります。平日の本数で申しますと、代替線として新設しました陸別-帯広線については往復9本、北見-陸別線については往復7本、北見-置戸線については、北見発が5本、置戸発が4本の往復で4.5本となっております。

既存便であります北見-勝山線につきましては、北見発が5本、置戸発が6本の往復で5.5本となっております。本数としては現行どおりとなっております。

また、北見-末広線については、現在8本運行しておりますが、効率的なバス運行とするため4本に減便し、これに代替線である北見-置戸線の4.5本を乗り入れ、サービス水準の維持を図ったところであります。

この結果、北見-訓子府間については、往復で21本のバスが運行されることになっております。

なお、ダイヤ等については、お手元に配布しております資料のとおりであります。今後、沿線市町の説明会などを経て、若干の調整があり得ますことをご理解いただきたいと思います。

この運行計画の決定とあわせ、代替バスにかかる利便性向上策について、4項目にわたり確認がなされております。

1点目は、定期運賃差額補助についてであります。当面、通学生が3年間、通勤者は1年間、差額補助を実施することとし、詳細については、今後協議することとしております。

2点目は、待合室や屋根付停留所の設置についてであります。利用実態や設置スペースを考慮して適宜実施することとし、今後、関係機関と調整を行うこととしております。

3点目は、導入するバスの種類についてであります。基本的にノンステップバス等の低床バスを導入することとしております。

4点目は、道路改修や交通標識の設置についてであります。沿線各市町の要望を踏まえ、関係機関に整備要望を行っていくこととしております。

なお、これらについては、今月13日に北見市で開催された北海道主催の「ふるさと銀河線沿線自治体等連絡協議会」の中で協議した内容に沿ったものとなっております。その際に北海道と沿線市町において、持続的なバス運行を確保するため、代替バス運行後における利用実態を見て、適宜、運行本数を見直すなど、極力、自治体負担が生じない効率的な運行となるよう検討を行うこと。さらには、持続的なバス運行のために経営安定基金・第1基金を有効に使うことなどを確認しております。

また、今月21日に公民館で開催した「訓子府町バス転換検討協議会」において、この運行計画案の概要を説明し、ご意見をいただいております。その中で訓子府高校の登校時間の繰り上げに伴うダイヤの変更や下校時間におけるバスの訓子府駅乗り入れについての要望等がございました。

これにつきましては、今後、北海道運輸局をはじめ、関係機関と協議を行うこととしております。利便性の向上と効率的な運行という相反するものを考慮しながら、沿線全体のものとして、一定の判断をしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、11月21日午前8時頃、柏丘地区で発生した死亡交通事故について、ご報告申し上げます。

町道相内線と南9線の交差点において、南9線を西に進む軽自動車と相内線を北に進む乗用車が出会い頭に衝突し、軽自動車を運転していた71歳の男性が死亡し、乗用車を運転していた30歳の女性も軽症を負いました。

この痛ましい事故の発生により「死亡事故ゼロの日 目標毎日」は、昨年9月3日に発生した死亡事故から443日でストップしました。

関係機関や町民の皆さんの協力により、町ぐるみで交通安全運動を展開している中で発生した死亡事故であり、二度と悲惨な死亡事故を繰り返さないために緊急の対応を行いました。

11月22日には、事故現場で町や北海道警察北見方面本部、北見警察署、中部耕地出張所による道路診断を実施し安全対策を検討したほか、現場における具体的な道路及び交通安全施設の整備について独自に中部耕地出張所と協議したところです。

また、町民の交通安全意識の高揚を図るため、12月5日に「交通安全大会」を開催するほか、引き続き関係機関と連携を強めながら啓発活動等を推進してまいります。

以上、この度の死亡交通事故の発生と対応について報告させていただきましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、平成17年11月4日に不適切な公金管理及び監督者として不適格な勤務実態にあった前消防支署長の処分についてご報告とお詫びをさせていただきます。

はじめに、この度の処分につきましては、職員の監督責任者として心からお詫び申し上げます。

それでは、本件の経過をご説明申し上げます。

10月21日、本年3月末日退職の消防団員に6月上旬交付されるべき退職報奨金が未交付との問い合わせが支署にあり、職員が交付事務担当者の前支署長に確認したところ3人分の報奨金57万2,000円が未交付であることが判明しました。

10月24日午後、本人に事実関係を質したところ、報奨金は5月30日支署長管理の口座に消防本部から振り込まれ翌日現金化され、6月上旬に2人に交付したのち3人分の交付を忘れたうえに気づいた後も身勝手な意識にまかせ、約4ヵ月経過した同日午前中に交付したものです。

11月4日、不適切な公金の処理に対して、地方公務員法第29条第1項第2号を根拠とし、人事院の懲戒処分指針に管理職員の重責等を総合的に勘案して停職1ヵ月の懲戒処分を行いました。

また、日常の業務において管理職員として不適格な状態があったこと及び本件の信用失墜により管理職員のまま他に転任させることは困難と判断し、管理職員から降任する分限処分も行ったところでございます。

本人は、公金の適正管理の重要性をはじめ、地方公務員法及び管理職員の重責をあらためて認識し深く反省のうえ謝罪しました。

私は職員を監督する最高責任者として、助役は補助する者の責任者として、この不祥事を真摯に反省するとともに極めて遺憾に存じております。

本件の責任を明らかにするため、「町長・助役及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例」を提案させていただき、本職及び助役につきまして給与月額5%の1ヵ月を減給したいと存じますので、ご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、処分日に職員全員を対象に訓示を行ったほか、全消防職員には助役から心得を話しましたが、職員の研修及び綱紀肅正につきましては、今後も継続的に対応してまいりますので、重ねてご理解をお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（柴田喜八君） ただいまの行政報告に対して、若干の時間質疑することを許します。質疑は1人2回に制限をいたします。ご質疑ございませんか。

上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） ただいまの行政報告の中で、ふるさと銀河線の廃止に伴う関係についてでありますけれども、ただいま報告の中で通学生に対する補助、通勤者に対する補助という部分で年度についての説明がありました。

また、永続的な運行を目指すために便数の調整ですとか、資金の第1基金の運用についての説明がございましたけれども、これらをして恒久的な運行に対する見通しをどう思っておられるのか。当然、住民にとっては、恒久的な公共交通機関の確保をしたいというのが本音であろうかと思えます。この辺についての見通しをお伺いしたいということと、3点目の不適切な公金処理に関する件でありますけれども、監督責任が町長にあるというご説明がございました。この以前にもこれに類似したと盗難という問題が発生しております。あまりにも近い期間において、これらの問題発生があるという点からして、監督者である町長、教育委員会については教育長だと思いますけれども、一体何が原因だというふうに認識されていらっしゃるのか。その辺について、明確なお答えをいただければ、これからの対策にも十分対応できるのではないかというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 最初に、1点目にお尋ねありました銀河線廃止に伴いまして、バス転換になるわけですけれども、その恒久的な運行の見通しについてでございます。

今回の運行計画を定めるにあたりまして、OD調査というのですか、乗降調査ですね。それですとか、在学生の実態あるいは沿線自治体の要望等も考慮しまして、今回この運行計画をつくってございます。

協議の中で、これが永続的に運行するためには、当然実際に運行してみなければどれだけの逸走が出るかわからないという状況もあります。そうしたことから適宜運行実態を見ながら、最終的には自治体の負担の大小がこの運行を継続できるかどうかという判断にかかってくるかと思えますので、適宜運行本数の見直しですとか、ダイヤを見直して極力というよりも、これは永続的に運行するのだという前提で考えてございます。

以上でございます。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） 2番目に質問のありました監督責任についてでございますが、今質問のありましたとおり、私も町職員の最高責任者として本当に残念に思っております。

まずは、町職員であるという前に責任能力のある大人として、本当にこういうことをして良いのか悪いのかということの認識に欠けているということ自体が非常に残念であります。それと同時に町職員であるということも含めて、これは本当に残念でありませんが、私もそういった面で大変職員に対するその指導が行き届かなかったのかなという思いもいたしますが、深く反省をいたしているところでございます。

今後、さらにまた職員に対しても、こうしたことについて厳しく指導していかなければならないと思いますし、二度とこのようなことが起きないように対応をしまいたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願いをいたします。

議長（柴田喜八君） 5番、松浦啓博君。

5番（松浦啓博君） 何点かちょっとお伺いしたいのですが、まずふるさと銀河線のこの代替バスの関係ですが、まず1点目に、この今の運行計画を今ちょっと見せてもらったのですが、時間帯的におおよそ20分から50分くらいの間でもって運行されるという契約になっております。特に、その一般町民が利用する場合においては別に問題はないと

思うのですが、学生が、特に高校が利用する場合にはある程度時間的制限があるだろうと思うのですね。学校でのイベントだとか、いろいろなそういう行事にかかわる時間の変更、そういったものも踏まえて、時間的なある程度の制約が出てくるだろうと、相手側ですね。例えば、学校側の制約が出てくるだろうと。そうした場合に、今これ見ますとだいたい20分からだいたい50分ぐらいの間で刻まれているということからすると、短い間隔が縮まれているところはいいのですけども、多いところについて、もしか何かがあった場合に、例えば臨時バスの運行だとか、そういったのが可能性があるのかどうなのかね。要請をすれば、そういった臨時バスの運行というのも対応できるのかどうか、その辺をまず1点お伺いをしたい。

それともう1点は、先般ちょっと新聞で見たのですが、第1基金をこのバス代替運行の費用として使う分については、一部の道民から反対の要請が出ていると思うのですね。それらに対するその対応を、そういう人たちの対応をどういう具合にしてきたのか、そして、またこれからどういう具合にしていこうとしているのか。その辺の中身が、もし具体的なものがあるのであればお聞かせを願いたい。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） ふるさと銀河線の関連について、私の方からお答えをさせていただきます。

まず、学校のイベント等により制約が出てくるだろうと、臨時バスの運行の可能性はあるのかというお尋ねでございます。これ基本的には、こちらの方は北海道北見バス株式会社が運行することになってございます。臨時便を出すか出さないかというのは、そのバス会社の判断になりますから私の方でお答えするのはどうかなと思うのですけれども、ただ、このダイヤ自体は基本的には自由には動かせないということでございます。

ですから、この今回お配りしました資料の4ページに沿線全体のダイヤが載っております。ちょっとご覧をいただきたいと思うのですけれども、1番上の欄、北見発の欄を見ていただきたいのですけれども、ずっと右側に寄っていきますと北見発7時2分というのがございます。これがどちらかというと、置戸高校への登校時間を想定して運行するバスでございます。7時57分に着くと。その横の7時28分北見発が、これは訓子府高校に運行をする登校時間帯にあわせたバスでございます、これはいずれにしても1台では乗り切れませんので、それぞれ増車する考えでいるようでございます。そして、今度1番下の方になりますけれども、下から3番目に訓子府の欄がございます。ご覧をいただきたいと思っておりますけれども、6時53分訓子府発、北見が7時32分に着くバスがございます。これはどちらかというと、工業ですとか商業の方面に行くバスでございます、これは陸別から運行されるものでございます。ここでは置戸、あと訓子府でそれぞれ増発しないと、車を増やさないと生徒がたぶん乗り切れないだろうということで、ここでも増車を予定しております。その横が末広発7時9分ということで、これはどちらかというと柏陽ですとか北斗の方面が主になるのかなと思っておりますけれども、これについても訓子府から増車をすることになってございます。

当然、今ご指摘のありましたように、学校でイベント等がございましたときには、この時間帯大きくずれる可能性がございます。私もこれからバス会社のほうにも要望をしたいと思っておりますけれども、学校の行事関係を一定程度把握して、柔軟にこの増車

分を時間帯をずらして運行するとか、そういった対応をとっていただくように、これから沿線の中でもまた協議をしてみたいというふうに思っております。

それと2点目にお尋ねありました第1基金の初期投資に対する異議をとらえてる団体があるというお尋ねでございました。従前の対応といたしましては、特に私のほうでは問題はないと思っておりますので、これについて特別な対応をとってございません。今後もとる予定はございません。このグループの一部の方々が、北海道の監査委員の方に監査請求をしているという状況もございまして。今まで2回ほど監査請求をあげておりますけれども、いずれも却下ということの結論が出されております。

以上でございます。

議長（柴田喜八君） 13番、渡邊易右工門君。

13番（渡邊易右工門君） 今、行政報告ありました3番目の今回の不祥事について報告を受けましたが、私も大変不勉強でこの内容を承知しておりませんので、ちょっとお尋ねをいたします。

この制度と掛け金が支出され退団者が出たときに、どこからどういう流れでお金がかかるのか。今説明あった中では、支署長口座にということでしたが、それはどこから来るのか。そして、この退団者のこの報奨金が手に渡るまでのこの金の流れと言いますか、報奨金を私は受け取りましたという証明されるべきものがあって当然であると思っておりますが、その辺はどうであったのか、それを一つお聞きをしたい。

もう1点、忘れていたというような言葉を私は適当とは思いませんが、今後、このようなことがまず起きないよというような改善策は今後どうなのか。

その2つについてお聞かせいただきたいと思っております。

議長（柴田喜八君） 総務課長。

総務課長（山田日出夫君） 今回の不適切な公金処理に係る経過についてご説明をしたいと思います。

退職報奨金というのは、退団された団員が出たときに、訓子府の支署から北見の本部に支給の申請をあげます。本部は、北海道市町村総合事務組合というところに加盟しております。町も加盟していますし、組合も加盟しております。その組合で退団職員の報奨金についての事務も行っているものですから、そこに申請をして、そこからお金が支給されてくるということになります。北見の本部の担当は、警防課というところでやっております。警防課の事務を経てお金が慣例により、支署長個人の名義である口座に振り込まれてきております。これは会計を通して、公金の流れですから会計を通して行われることが本来の流れかと思っております。

それで、2点目にお尋ねありました今後の改善策でございますけれども、たまたまこの不適切な状況が生まれる前に、すでに本部の方でこの従前の報奨金のお金の使い方については反省がされまして、18年度から組合及び町の会計を通して処理をするということが1点。必ず口座振込をするということの2点目の改正がすでに決まっておりますけれども、残念ながらこのような事態に至ってしまったのですけれども、18年度からは今言ったような会計を通して、お金の流れが適正になるように変えてまいりたいと思っております。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 先ほど、銀河線の関係でお尋ねしたときには、永久的なその運行

を考えているのだというご回答いただきました。

長く運行するためには、当然今のふるさと銀河線の運行状況からして、その資金対応がどうなっているのかというのが大きなポイントになるのではないかと。先ほど、最初の説明の中でも、便数等の調整、要するに自治体に負担がないような対応を考えるという説明だったと思うのですが、となれば、その不足するであろう原資をどこに求めているのか。あくまでも、利用者負担というところで収めようとしているのかどうか、その辺についての確認をしたいと思います。

それと、もう1点目の3の関係ですけれども、指導が行き届かなかったという町長からのお話でしたけれども、一番大事なのは職員が今後総務課長から流れを変えるという説明をございました。それも一つかと思えますけれども、大事なことでありますけれども、職員個々が自分のしている仕事に対して緊張感を持つと。きちっとした襟を正した姿勢で仕事に臨むということが、まずは大事でないかと思えます。そういう意味で、この事件等を振り返ってみるとそこに欠落したものがあつたのではないかというふうに感じるわけです。そういう意味では、やはり職員個々が緊張して、その8時間なり9時間なりわかりませんが、その時間を仕事に向かうという姿勢を持てる体制づくり、当然管理者である監督者である町長、助役等の職員への注文も含めて、相当厳しいものが求められるのではないかと思いますけども、その辺についての考え方、また対策等がありましたらお聞かせいただきたいと思えます。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 1点目の永続的な運行に向けた資金の手立てというのがお尋ねでございました。永続的に運行していくためには、当然利用していただくということがまず第一義的なものになるかと思えます。それとあわせて、そのことによって利用者が一定程度あれば沿線市町村の負担が伴わないと言いますか、国と道の補助金制度がございました。生活交通路線の補助なのですけれども、それで収まれば沿線自治体の負担が出てこないということになります。ですから、この二つのものがうまくかみ合わない、なかなか資金的には難しくなるのかなというふうに思います。今、先ほど申しましたこれから効率的な運行してダイヤの見直し等も行っていくということをお話しましたが、それにつきましては、要するに国、道の補助金でまかなえるようなものにどんどん組み立てをしていくということでございます。将来的な部分でございます。これは毎年毎年やっていかなければいけない部分だと思います。

それともう一つが、その利用者がいなくなったのでは、当然会社としての収入がなくなるわけですから、それがまともに国、道の補助にかぶってきます。それどころが沿線市・町にもかぶってきますので、この利用者を少しでも押さえるために第1基金による差額助成というのを今考えてございます。それが基金がどれほど残るか全く不確定な状況にあることから、当面通学については3年間、通勤は1年間と。あとその基金の状況も見ながら、沿線で再度話し合うということにさせていただきます。

議長（柴田喜八君） 助役。

助役（宮川伊三男君） 2点目で、公金の不適切な処理の関連で、職員の今後の教育等についてのお話でございました。

先ほど、町長の行政報告でも申しあげましたように、今回の件につきましては、町長が

ら職員全員を集めて厳しく訓示を申し上げました。また、その席をお借りして私の方からも、日常の公金の取り扱いについて細かく注意を申し上げました。

ただ、事故があって職員に訓示あるいは注意をするだけでなく、今後こういう事故が起きないためには、日常の中でのやはり注意も必要であろうというように考えてございます。

そういう点につきましては、今後、課長会議あるいは係長会議などの協議も含めて、常に注意をするように職員教育にあたってまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（柴田喜八君） 14番、橋本憲治君。

14番（橋本憲治君） 私も、3番目の不適切な公金処理に係わる今お答えがあったのですけれども、1点目には団との連携がやはり非常勤の指揮官とはいえ、団長をはじめ各幹部が団の中におりますので、その辺のところの指揮体制等、町の連携がなおかつ必要になってくるのかなというように思いをしております。

ただいま課長からお答えがありましたように、お金が口座に入ってなおかつ会計を通すということも大事なのですけれども、そういうことではなくて、多くの人の目を通して公金を扱うというような体制づくりが必要になってくるのではないかというようなことも思いますし、そういう意味では非常勤の指揮官とはいえ、消防団の幹部の方にもやっぱり強くお願いをして、そういう体制づくりをすることがまず必要ではないかと思うのですけども、1点目をお伺いをしたいと思います。

それから2点目なのですけども、今回の問題が特別職の中で重いか重くないか、私も判断をしかねるところなのですけれども、今回の根拠になったたたき台というのですか、そういうものがどういうふうに、今回の処分が出てきたのか教えていただきたいと思います。

以上です。

議長（柴田喜八君） 助役。

助役（宮川伊三男君） 1点目について、私の方からお答えを申し上げたいと存じますが、今回の不適切な公金処理にあたりまして、先ほど町長の行政報告でもちょっと触れましたけれども、消防職員について私の方から出向きまして、今橋本議員からご指摘のありましたように、公金を一人の人間で処理ができる形は、こういうことにつながってしまうということで、預金通帳を持つ者、印鑑を持つ者、それから事務の処理、伝票等を起こす者、複数人で手分けをして処理をするように特に注意をしましてまいりました。

先ほども申し上げましたけれども、町の職員全員の注意の中でも、この点について触れまして、今後こういう不手際が起きないように注意をいたしました。この件については、これからも引き続き折に触れ注意をしましてまいりたいと、そのように思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（柴田喜八君） 総務課長。

総務課長（山田日出夫君） この度の処分の根拠等についてのお尋ねでございました。

まず、地方公務員法第29条の規定によりまして、懲戒処分を行いました。この懲戒処分というのは、職員に被疑行為というのですけども、あってはならぬことです。被疑行為があった場合、戒める規定でございます。その起こした結果に対する戒めでございます。これで具体的な根拠につきましては、人事院の懲戒処分の指針というのがございます。地方公務員である私どもも、この人事院の指針を準用させていただいております。その中で、

不適切な公金の処理及び一連のそれに係わる一連の事務処理等、勤務態度不良というこの2点において処分をさせていただいたのですけども、一般的には基準からいくと減給ということが謳われているのです。ただ、立場が部下を監督しなければならないという重責にあるということだとか、総合的に勘案して基準と言うか、処分を決めるということになってございまして、全体的なことからいって一段階上の停職を採用したということでご理解をいただきたいと思います。

また、もう一方では分限処分というのも同時にしております。先ほどは懲戒処分ですけども、分限処分以降任という処分を行いました。降格と考えていただいてもいいのですけども、彼の場合は町の課長相当職の支署長でございましたので、降任によって主任まで下げたと。これは他の部署の管理職を引き続きさせることについては、少し問題があるという判断をしたわけでありまして。分限というのは、役場の町の公務能率、機能の確保がこの先にわたってこれから将来にわたって問題があるというものに対して、病気も含めて行う処分であります。懲戒処分は行ったことに対する戒め、分限処分は組織として公務能率を維持していかなければならないという将来にわたって見据えた処分であります。この処分において、降任をしたということでありまして。その原因は、日頃から管理職として不適格な勤務実態があったという理由でございまして。たまたまこの分限処分については、この懲戒処分と同時にさせていただいたということでありまして。

特別職の処分というのは、法律上私ども地方公務員の一般職員と違ひまして、処分をするという規定はどこにもないのです。我々は地方公務員法の28条の分限、29条の懲戒処分とありますけども、それで首長自ら責任を感じ遺憾に存じ、自分の給与を減給するという形においては、処分の形は辞職ということもありますけども、このような事例においては、自ら減給をする議案を提案してご決定いただくという道しかありませんので、ご理解をいただきたいと思ひます。

議長（柴田喜八君） ほかにございせんか。

1番、田中與土信君。

1番（田中與土信君） 3点について、3つについて聞きたいのですけども、まず1点は今回の処分について、町民の中には前回の職員が懲戒免職になった経緯と重ね合わせて、比較するというか、そういう状況の中で処分が重いとか軽いとかということで、結構話題になっているのです。私たちにしたら処分が適切かどうかも含めて、一つのルールに従って処分しているわけですからわかりますけども、たぶん町民はよくわかっていないと思うのです。それで、いろいろなそういう話がこれから正月にかけてたぶん出るのではないかなと思ひますので、明確にここが違うのだよと、結果としてはこうなったのだよということで、町民にわかりやすいように、この際言及しておいたほうがいいのではないかなと思うのですけれど、それについて伺いたい。

それから、2点目にちょっと聞きますけども、今回の処分で分限で降格になりまして、主任ということになります。通常よく言われるのは、その降格になっても給与は変わらないと。こういうふうに言われるのですけれども、そこら辺はどのような取り扱いになるのかなと、この際ですから聞いておきたい。

それから、これちょっと大事だと私は思っているのですけれども、消防は一部事務組合との関わりもあると。しかも、職員の配置が町がするというようなことになっていて、管

理や指導のあり方と言いますか、それが交互2本立てになっていると。そういうことから考えますと、その今回の事例と言いますか、事故の事例と言いますか、それはそういうその状況の中で、責任の所在がそのある面ではあいまいだったと言いますか、2分の1って明確にここからここまではその役場だと、ここからここまではその事務組合だというようなことにたぶんなっていないので、何となく漠然と両方とも責任あるけど責任がないみたいなことで、そういうことがあって、先ほどの説明にありましたように、例えば役職、管理職としての不適格性なども言及して降格にしたと。ということは、日頃からもしそういうことが管理者として責任あるという立場にありましたらたぶん耳にも入りますでしょうし、見ていればわかると思うのですよね。それがたまたまわからなかったということは、おそらくそういう点から言えば、そこら辺がもしかしたらあいまいになっていなかったのかなというように思うのですけれども、その点はどうなのかと。そもそも先ほど述べられましたように、今回の降格や処分のその状況や結果から見まして、その管理職として人事配置すること自体が本当は問題があったのではないかというふうにちょっと思わざるを得ない部分もあると思うのですよね。そういう点で言えば、適格性をちゃんと見抜いてその人事配置をしなかったのではないかと。もし、適格性の点でこの部分が問題あるとすれば、そのことを日頃からその指導するなり気をつけているということで、ある程度は未然にあるいは本人も成長するわけですから、そういう点でそこら辺が欠けた結果が今回の状況に及んだのではないかなと。そういうことも含めて、今回のその自分に理事者たちの自分に課せる処分は重いか軽い、ちょっと私にもわかりませんが、もしかしたら軽いのではないかなと思ったりもしますけど、処分そのものが的確なのではないかなというように考えるのですけども、その点について自分に処分をするということを決断した結果からどのように考えておられるのか伺いたい。

それから、3つ目に公金の取り扱いなのですが、通常考えますと、5月30日に振り込まれて、すぐそれが払い出されて、それ以降5ヵ月間その一部と言いますか、相当の金額が渡さなければならぬところに渡らなかったと。通常考えますと、町民が言っているのは「普通はそんな事考えられないだろう」と。同じ年度の中で発覚しましたので、今のようなことで納得せざるを得ないのでしょうけれども、公金の取り扱いに関するその知識と言いますか、認識と言いますか、それがそもそも問題があったのではないかなと。この前のたぶん決算審査か何かの折に申し上げましたけども、公金の取り扱いに認識の点で十分でないと言うか、そういう状況が最近見えるのではないかというような指摘した経過もありますけども、今回このような結果が出たということで、ある面ではそういう指摘が証明されたと言いますか、そんなことで残念だなと私は思っているのですけども、やはり若い時期からと言いますか、公金の取り扱いについてやっぱり町長、助役が指導するだけでなく、直接の上司であるその係長あるいは課長がちゃんと指導できるというような日頃からの基礎的研修と言いますか、そういう機会を意識的にやっぱり持つことが、公務員として大事なのではないかなと思うのですけれども、それについてどのように考えているか伺いたい。

議長（柴田喜八君） 総務課長。

総務課長（山田日出夫君） 何点かにわたってお尋ねありました。

まず、1点目の前回の不祥事と比較して処分の軽重についてちょっとわかりにくいとい

うことで、町民に周知してはどうかというお尋ねだったと思います。内容は、ご理解をいただいている方はご理解をいただいているかと思いますが、確かにわかりにくい面もあるかと思いますが。ただ、処分の内容については、なかなかどのように町民に周知していけばいいのか、過去にあまりそういう例がないものですから、ちょっと検討させてもらいたいと思います。情報の保護とかという面も一方でありますので、全体的にちょっと検討させていただきたいと思います。

それと、2点目の分限の降任の処分は給与にどのように影響するのかということであり、ます。確かに、議員ご指摘のように降任の処分については、給与に影響しない事例もあるようです。ただ、今回の例につきましては主任に降格しますので、それ相当の給与の引き下げということは行われます。また、関連してですが、11月4日に処分されて12月3日まで1ヵ月停職ですから、この期間の給与はもちろん支給されません。11月分については3日分。それと12月1日基準日であります期末勤勉手当、これは当然12月1日は停職中ですので支給されません。そのような状況にあります。

それと3つ目で、消防組合との責任分担の関係、またそれに関連して、本人そのものの適格性について言及されました。その前段ですが、消防組合との責任、確かに町が組合に派遣しまして、組合の中で日々の仕事をしているという状況では、確かに責任分担が二重構造的な側面は確かにありますし、そこから心ならずも身分と言いましょか、責任と言いましょか、確かにご指摘のような面も否定できない面があるかと思いますが。

今回のこの不祥事に関係しまして、本部のこの報奨金担当の主管及び警防課長が嚴重注意の処分を受けております。処分においても、お互いに責任を取りやっているとというような面もございます。本来不適格だったのかどうかというのは、僕の立場ではちょっとお答えしかねますので、後ほど答弁があろうかと思いますが。

それと職員の公金管理に甘い認識があつて、それがたまたま表れたのではないかというようなご指摘がありました。先ほど、助役からも答弁申し上げましたとおり、あつてはならないことが起きてしまったわけですから、一層職員職場全体で気を引き締めて、お互いにチェックと言いますか、気を付け合いながら公金ばかりでなくて、公務全体が適正に行われるようにみんながもう一度再認識をして、努力をし合うようにみんなで確認し合う流れを踏んでまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（柴田喜八君） 助役。

助役（宮川伊三男君） ご質問の中で、前支署長の人事にあたりまして、適格性を欠いていたのではないかというご意見がございました。

確かに今となってみますと、そのように言われても仕方ないわけでありまして、前支署長については一時町の役場の方でも執務にあたっておりました。その時点から私も承知してございますけれども、その時点での彼の人格等々につきましては、私たちもそれなりに認めているところがございます。そういうこともございまして、消防支署の方に行ってから係長あるいは副支署長を経緯して支署長に就任をいたしました。これはあくまでも本部と協議をしながら、そのような任命をしたわけですが、この任命にあたっては本部の方で行っているわけですが、そのような状況で支署長に任命した後に、今回のような不適切な事務処理が行われたということで、非常に残念に思っている次第でございます。

今後の人事にあたりましては、いろいろと注意をしながら、またそれなりの教育をしながら人事にあたってまいりたいと思いますし、これは私どもだけではなくて課長あるいは課長補佐という管理職の立場にある職員もおります。それらの職員も含めて、今後、十分注意をしながらあたってまいりたいと存じますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（柴田喜八君） ここで休憩といたします。午前11時15分まで休憩します。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時15分

議長（柴田喜八君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。

1番、田中與士信君。

1番（田中與士信君） これ再質問でもないのですが、あらかじめちょっと今の質疑の中でお答えになったほうから、要するに確かに私が指摘したのは本人の適格性についてその日頃から要するに事務取扱いも含めて問題があったと。それで分限処分も合わせて課したと。そういうふうにしたから、人事配置も含めて問題があるのではないかと。そのこと自体が本当は問題だったのではないかとという指摘をしたわけでありまして、そういう点から言いますと、私とその問題があると私の方から指摘したのではないので、それだけきちっと断っておきます。

議長（柴田喜八君） 6番、大坪勝廣君。

6番（大坪勝廣君） 3点目の不祥事につきまして、多くの方々からその質問、そして答弁もなされました。もう、だいたいこれ以上かみ合わせにはならないと思いますけれど、私なりに一言お伺いしたいと思います。

今回、町長はじめ町の特別職の方が責任をとって処分ということで、今回提案されております。私は消防組合という組織で、広域でやっているわけですが、これは当然、消防本部の責任であって、それから本部からの指令によって処分が下されるというのが本筋でないかなと、そういうふう認識しておりました。今回、町の3役の方々も責任を取るといって、今回提案されておりますけれども、そこら辺は町長が任命権者であって、その責任をお取りになったのだなというふうに解釈をいたします。

この報奨金のみならず、消防団に入ってくる何がしかのその金銭的なものがあるかと思えますけれども、今回確認しましたらこの報奨金につきましては、支給された団員には消防団長宛てに領収書を発行するというふうにも確認をいたしました。ですから、これが職員を任命したのは町長である。これはわかります。どの辺がこういう問題が起きるといことはどこら辺に問題があるのかなというふうに、ちょっと疑問を抱かざるを得ないのであります。

先ほどからいろいろ質問されまして、町民の方もいろいろと騒いでおります。これは「議会に委ねるより仕方ないと、我々は何も言えないのだから」「重くもある」「軽くもある」といういろいろな憶測が飛び交っております。わからない面がたくさんあるということは、今田中議員のほうからも言われております。そう言ったことを明確にするためには、やはり町長自らが文章を通して報道機関にわかりやすく報道するというのが、今回は必要でないのかなと。残念ながら、まだ前回の事件の後、あまり日にちも経っていない中でこうい

う問題が起きたということで、かなり町民の不信感や町長の指導力不足だとか、いろいろな話が飛び交っておりますので、そこら辺は先ほど総務課長が情報の保護ということで、本人のあまり傷つけられるというような言い方もされましたけれども、情報公開を重んじるならば、やはりきちっとしたことを町民に報道するというのが大事でないかなと、私はそんなふうに感じております。

先ほど申し上げました消防団に対して、この報奨金がきたことは事実だと思います。従って、領収証も消防団団長に対して切るということになっているようでありますから、そこら辺がちょっと連携はもちろんですけれども、ちょっとわかりづらい面が非常に多いので説明いただきたいと思います。

以上です。

議長（柴田喜八君） 総務課長。

総務課長（山田日出夫君） 経過がわかりづらいということはよく理解できます。

私、先ほど情報保護の話をしたのは、前回不祥事を起して、もう罪をつぐなっている者がいるわけです。その比較する中で、その罪をつぐなっているものをまた引き合いに出してという意味で私は言ったつもりであります。今回、不祥事を起こしたものをかばうとか、そういうことではありませんので、その点はまずご理解をいただきたいと思います。いずれにしても、非常に難しい問題を秘めております。文章で今回のことをわかりやすく、しかも報道機関を通じてというようなことですが、先ほども答弁の繰り返しになりますけれども、総合的に全体的にちょっと検討をさせていただきたいということしか、今の時点では申し上げられないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（柴田喜八君） 山本朝英君。

4番（山本朝英君） 1点だけちょっとお伺いをしたいのですが、先般の銀河線の説明会のときにですけれども、高校の授業にあるいはそういったものに影響にないようにというような、ぜひ要請をしてくれということをお願いをしたのですが、将来的にみると駅に寄らない部分がありますから、訓子府の場合ですけれどもね。寄らない時間帯のやつが多い。その間の時間がかかるということだと思いますが、これらについての説明の中で、これから協議をしていく部分もあるというようなことですから、そのあたりは十分協議されるものと思っています。あと将来的には、銀河線が本当になくなったときに、例えば裏通り、高校の前から穂波の21号線の行くと真っ直ぐにちょうど道道にぶつかるのですが、あの辺りがもし撤去するとしたらまっすぐ道路になれば、高校からまっすぐ置戸まで高校生のは走れるのかなと。ずっと我々いないけども、そんなこと予測していますが、いずれにしても、高校の授業に影響のないような体制をとってやるということで努力をいただきたいと要請をさらにしておきたいと思っております。

それから先般、新聞にも出ていました訓子府の説明会のあとだったのですが、そのときも私申し上げましたように、バスの更新のお金が必要だということは、当然それはわかるのですけれども、駐車場、車庫もほしいと。さらには、5年後あとの、5年後か6年後かわかりませんが、そのくらいだということなのですが、この更新時の予算までを今足元見られているような形の中で、要請をしてくる、十勝バスも北見バスも同じなのでしょうけれども、もうやはりそこまでほかの廃止になったところのやつは財源があったということなのですが、この池北線だけは、銀河線だけは財源がないというような乏しいというよう

なこともありますので、その更新時までの次の更新時の予算までを確保しようというような我々町民としてもいかなものかと。これはぜひ町村だけできない部分があるのでしょうか。陸運だとか道のほうもあるのでしょうけれども、ぜひ強硬にそのことは地域の声をちゃんと反映してもらいたい。駐車場も車庫もバスも、さらに次の更新時までの予算まで確保しようというのは、ちょっと行き過ぎでないかという気がしますので、ぜひその点、強硬に進めていってほしいなと思うのですが、その点について何かありましたらお伺いしたいと思います。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） ただいま2点にわたってお尋ねをいただきました。

最初の訓高の登下校に配慮したバスのダイヤ、あるいはその駅の乗り入れの関係ですけれども、これにつきましては、昨日の協議会を受けてそれぞれの沿線市・町で説明会を行う予定になってございます。当然、その中でもいろんなお話が出てくるかと思っておりますので、そういったものを一括出し合いまして、その後また協議するということになっています。昨日の北海道運輸局主催の協議会の中でも、駅の乗り入れ関係も含めて、これから協議するんだというようなまとめがございましたので、これからそうしたなるべく実現するような方向で進めてまいりたいというふうに思っております。

それと、2点目のバスの初期投資に係るお尋ねでございました。発言の趣旨は、そのバスの更新費用までもみるなんてことはまかりならないぞということでございます。訓子府町としての考え方、それぞれの沿線の町からもいろいろ考え方を出し合っているのですけれども、まだ全体の協議が進んでございませんので、これからの話し合いになるのですけれども、訓子府町としては、そのバスの更新費用あるいは車庫を建てるときの土地、これについては会社の資産になるものですから、そういったものは補助はなじまないだろうという話をしてございます。

ただ、最初の初期投資あるいは車庫の関係で言いますと、この銀河線の沿線だけでなく、このいわゆるローカル線のバスについてはほとんどが赤字になってございます。実態として、国と道の補助金等を充てて、なおかつ不足分を沿線の市・町が納めていると。そのときに、経費の計算をする元になるのがキロ当たりのコスト、費用がいくらかかっているかというのが、まず路線ごとの費用額計算するときのベースになってございます。ちょっと金額、今手元にないのですけれども、例えばということを受け止めていただきたいのですけれども、キロ当たり北見バスで言いますと246円ぐらいかと思っております。これから250円、この北北海道地区の平均でいうとだいたい250円ぐらいになります。それを超えた分については、国・道の対象にはならないと。先ほど言いましたキロ当たりの単価に、キロ数をかけて、その路線の費用額が出てきます。それとその収入額と比較した部分の差が国・道の補助金であったり、あるいは沿線市・町の補助金という形で出てきます。これを初期投資一切やらないと場合には、その費用がキロ当たり280円台にもなるだろうと言われております。そうしますと北見バスが営業している北海道の区域、沿線ばかりではなくて、それこそ遠軽ですとか、いろんなところがあります。そちらのほうにまで、すべてのまちに影響してくると。そうなりますと、ほかの沿線自治体以外の市・町から言うと「冗談でないですよ」と、「銀河線の絡みで、なんで私たちが負担をしなければいけないんだ」というような意見が当然出てくるかと思っております。そうしますと、そういったものは沿線で

持ってくださいということで、逆に沿線の負担に跳ね返ってくるということになるのです。そうしたことから、初期投資に係る分については基金なりで面倒見なければやむを得ないのかなということになっているわけです。たまたま、国鉄からバス転換された部分について申しますと、転換交付金等もありますので、そういったものを財源として2回目の更新まではみているというのが実体としてあるようでございます。たまたまこの銀河線については、第2基金にあたるのですけれども、通常の赤字分にも使い果たしてしまっていると。そうした更新費用に充てる基金までもたぶん残らないだろう前提で、それぞれのまちは更新費用だとか土地についてはちょっとできないだろうというような考え方は持っております。ただ、これにつきましても、昨日の協議会終わった後に、北海道並びに沿線首長で集まって打ち合わせを行いましたけれども、まだ結論に達するには至っておりませんので、これからまた今山本議員からお話のありましたことも踏まえて、協議にあたってまいりたいと思っております。

議長（柴田喜八君） 8番、小坂正利君。

8番（小坂正利君） 2番目の町内で発生した死亡事故の件について、ご質問したいと思います。

先ほど総務課長の答弁でしたか、すぐあの場所で道路診断、関係機関による道路診断を行ったということですが、あの死亡事故の次の日、私あそこの事故現場ちょっと走ってみました。交通事故発生を知らせる看板はあったのですけれども、またその後行ってみると今度一停の看板がついているのですよね。その診断結果によって、一時停止の看板がついたのか、その辺をちょっとお聞きしたいのと。

私は、従前から要請しておりました日出にありますあさひ野団地の町内の中心部の17号線に出るところに一停つけてくれというふうにして、だいぶん前からお願いしてあったのですけれども、このおそらくだと思うのですけれども、この死亡事故現場に一停の看板、標識つけましたけれども、それと同じ時期についたのではないかと思うのですけれども。

議長（柴田喜八君） ちょっと小坂議員、ちょっとその後半の方、このあれとちょっと離れているので。

8番（小坂正利君） はい。わかりました。

町内の危険箇所、これをどのぐらい把握して、今回その一停の看板つけましたけれども、町内どれぐらいつけた経緯があるのか。その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（柴田喜八君） 総務課長。

総務課長（山田日出夫君） 事故の現場における立て看板、事故発生の立て看板ですか。それと一停は診断のあと早急に対応したものであります。あと、その他の一停の設置箇所数につきましては、ちょっと今手元に資料がございませんけれども、後ほどお答えしたいと思いますけれどもよろしいでしょうか。お願いいたします。

議長（柴田喜八君） 特にこれ3件とも大事な問題で、皆さんが今後それぞれの地域で町民などに聞かれる場面もあらうと思いますが、ほかにご質問ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） ありませんね。

（「はい」との声あり）

議長（柴田喜八君） 以上をもって、行政報告を終了いたします。

議案第53号、議案第51号、議案第52号、議案第48号、議案第49号、
議案第50号

議長（柴田喜八君） この際、日程第4、議案第53号、日程第5、議案第51号、日程第6、議案第52号、日程第7、議案第48号、日程第8、議案第49号、日程第9、議案第50号は関連する議案なので一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

議案第53号から順次お願いいたします。

総務課長。

総務課長（山田日出夫君） 議案の28ページをお開き願いたいと思います。議案第53号であります。職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明を申し上げます。

職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例であります。平成17年度人事院勧告に基づき、国に準じて町職員の給与改定を行うための改正でございます。

記以下をご説明させていただきたいと思います。

まず第3条では、別表第1を別紙29ページのとおり改める規定でございます。この表は、職員の給料表でございます。これは給料を0.3%引き下げのため、給料表全体を差し替えるものでございます。

次に、引き下げ分が月額でいくらかになるかというようなことではございますが、議案の一番後ろにございます資料の2という表でございます。引き下げ額一覧表それぞれの等級号俸に応じまして、引き下げ額を表示してございますので、ご参照いただければと思います。

また、28ページにお戻りいただきまして、次に第8条第3項中「1万3,500円」を「1万3,000円」に改める規定ですが、これは配偶者扶養手当月額を500円減額する改正でございます。

次に、第16条第2項第1号中の「100分の70」を「100分の75」に改め、同項第2号中「100分の30」を「100分の40」に改める規定ではございますが、これは前者が一般職員の勤勉手当の12月分勤勉手当の「100分の5」を引き上げる分を12月分で支給する旨の改正でございますし、後者は再任用職員の勤勉手当の「100分の5」を引き上げるための規定でございます。なお、この引き上げ分の「100分の5」ではございますが、いわゆる言い換えれば0.05ヵ月分と言いますが、来年度以降につきましては、6月と12月の支給される勤勉手当で「100分の2.5」ずつ、2等分される規定に改正する必要がございますけども、今回の改正では、来年度以降の給与構造の見直し等々と合わせて、その辺の改正は次回お願いしていくことになろうかと思っております。

次に、附則でございます。

附則の第一項では、施行日を平成17年12月1日からという規定を定めます。

第2項では、各級の最高号俸を超えて受けていた給料月額について、施行日の月額等は町長が定める規則に委任するという規定を設けております。枠外の給与月額につきましても、当然ではあります。新給料表に準じまして0.3%に引き下げが行われることではございます。

また第3項では、第2項の規定について、改正前の条例及び規則に従った内容であること

とを定め、新給料表の適用にあたっては適正でなければならない旨が規定されてございます。

以上、国に準じた町職員の給与改定を行うための職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、改正点をご説明申し上げましたので、ご審議の上、ご決定いただきますようによりしくお願い申し上げます。

続きまして、議案25ページをお開き願いたいと思います。議案第51号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明を申し上げます。

記以下につきましては、次ページに載せてございますので、26ページをご覧くださいと思います。

条例第5条第2項中「100の210」を「100分の212.5」に、「100分の230」を「100分の232.5」に改めるという規定でございます。この改正条文につきましては、期末手当の6月支給率を「100分の210」から「100分の212.5」に「100分の2.5」を加え、12月支給率は「100分の230」から「100分の232.5」に変え、「100分の2.5」加えるものであります。合計で「100分の5」を加えて、年間の期末手当の支給率は「100分の445」いわゆる4.45ヵ月分とするものでございます。

次に、附則でございます。

第1項で、施行日を平成17年12月1日としまして、第2項では今年度の支給の特例を規定してございます。平成17年12月支給時に限り、「100分の235」と読み替え、今年度を一度で「100分の5」加えて支給しようとするものでございます。

附則の3項、4項については、従前の改正手法とちょっと異なります。これは、この条例改正の中で、同時に町長、助役及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正しようという附則になっております。これは後ほど説明申し上げます52号の同条例の一部を改正する条例の制定が処分に係わるもので異質のものでありますので、52号と一緒に改正規定を混在させることは好ましくないという観点から、分けているということでご理解をいただきます。それで第3項及び4項につきましては、この改正条例の本体と同じく、同じ内容で同様に改正することを規定したものでございますので、ご理解をお願いいたします。

以上、本条例の改正案につきましても、ご審議の上、ご決定いただきますようによりしくお願い申し上げたいと思います。

次に、27ページでございます。議案第52号 町長、助役及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明を申し上げたいと思います。

記以下をご説明いたします。本条例の附則に第5項としまして、次の規定を加えるものでございます。平成17年12月1日から1ヵ月の間、町長及び助役の給与は別表1給料表に定める給料月額額の100分の5を減額して支給するというものでございます。

これは先ほどにありますように、不適切な公金処理をした職員の処分に関しまして、監督者責任またその町長補助をする助役につきまして、実質的な処分を行うという内容でございますので、ご審議の上、ご決定いただきますようによりしくお願いいたします。

なお、附則は交付の日から施行するというので、規定させていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

議長（柴田喜八君） 助役。

助役（宮川伊三男君） 議案第48号 平成17年度訓子府町一般会計補正予算（第7号）について、ご説明を申し上げます。議案書1ページでございます。

今回の補正は第1条で1,579万7,000円を減額しまして、歳入歳出それぞれ43億3,040万3,000円とするものでございます。

2ページは、歳入歳出の款項別の表でございますので、ご覧をいただきたいと思いますが、内容につきましては、事項別明細書でご説明を申し上げます。

（以下、事項別明細書説明、記載省略）

次に、4ページからの歳出になりますが、各科目に計上されております人件費等につきましては、先ほど前段、総務課長から説明をいたしました議案第51号、52号、53号の報酬条例あるいは給与条例の改正等に伴うものと、17年度の当初予算計上時以降の人事異動及び退職に伴いまして人件費の調整を行ったものでございます。

そこで、7ページをお開きいただきたいと思いますが、ここに給与明細書（全会計総括表）とあります。この表で、今回の人件費に係ります補正について、ご説明を申し上げます。

まず、上の表で1.特別職とあります。これは期末手当の率の改正に伴います増額分、比較の計のところでございますけれども26万9,000円になります。それと先ほど説明をいたしました町長、助役の給与減額分をこれは7万1,000円になりますが、これを差し引きまして合計の一番下の欄でございますように、特別職の人件費が26万9,000円増額となります。補正後の特別職の人件費総額につきましては、合計欄の上から4段目でございますが、1億1,594万9,000円となります。

また、中ほどに2.一般職とございます。今回の給与改定等によりまして、表の合計欄の上から3段目でございますように、1,299万5,000円が今回の補正で減額となり、共済費も含めまして一般職の人件費総額は合計欄の一番上にございますように6億9,721万7,000円となります。

次に、裏の8ページをご覧いただきたいと思いますが、一番上のところに本年度の人件費総額というのがございます。これは、先ほど7ページご説明申し上げました金額と退職手当組合の負担金及び福祉協会の負担金を合わせまして、補正後の人件費総額は8億9,737万5,000円となるものでございます。

以上、総括表の説明によりまして、人件費に係わる各科目の説明は省略をさせていただきたいと存じますので、ご了承願いたいと存じます。

なお、今回の給与改定等につきましては、昨年に引き続きまして、総体ではマイナスということでございます。この点については、職員組合の深いご理解をいただいておりますことを申し添えたいと存じます。

次に、人件費以外のご説明を申し上げます。今回の補正で、人件費以外のものは5ページの中ほどから下に計上しております。

（以下、事項別明細書説明、記載省略）

以上、総額1,579万7,000円の減額をいたします補正予算について、その主な内容をご説明させていただきました。ご審議、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し

上げます。

議長（柴田喜八君） 建設課長。

建設課長（竹村治実君） 議案書13ページをお開き願います。議案第49号 平成17年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について提案説明をさせていただきます。

第1条で、歳入歳出それぞれ282万6,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ2億7,790万3,000円とするものであります。

次に、14ページは款項ごとにそれぞれ補正額を記載しておりますので、ご覧いただきたいと思いますが、その内容につきましては、15ページ以下の事項別明細によって説明をさせていただきます。

（以下、事項別明細書説明、記載省略）

次に、17ページ以下につきましては給与明細でありますので、後ほどご覧いただくとしたしまして説明を省略させていただきます。

以上、平成17年度訓子府町下水道事業特別会計の補正予算について、提案説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（柴田喜八君） 水道課長。

水道課長（竹村治実君） 続きまして、議案書20ページをお開き願います。議案第50号 平成17年度訓子府町水道事業会計補正予算（第1号）について、提案説明をさせていただきます。

まず第2条で、収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正するものであります。収入では、営業外収益で144万5,000円を追加し、収益の総額を1億8,794万4,000円とするものであります。

次に、支出でありますので、営業費用で27万2,000円を減額し、費用の総額を2億1,952万円とするものであります。

次に、第3条で議会の議決を得なければ流用することのできない経費として、職員給与27万2,000円を減額し、総額3,544万2,000円とするものであります。

次に、第4条で他会計からの補助金144万5,000円を追加し、総額4,559万1,000円とするものであります。

次に、21ページの説明につきましては一般会計の事項別明細に相当するものであります。

収入でありますので、他会計補助金につきましては、4月の人事異動及び今回の給与改定に伴い144万5,000円を追加するものでございますが、内容につきましては、一般会計補助金の事務職員人件費として7万3,000円を追加し、下水道会計補助金の兼務職員人件費137万2,000円を追加するものでございます。

次に、支出でありますので、営業費用の総経費27万2,000円を減額するものでありますが、これは水道課職員5人の人件費であります。4月の人事異動及び今回の給与改定に伴い、給料として32万3,000円を減額し、手当として17万9,000円を追加するものでありますが、内容につきましては、扶養手当を12万8,000円追加し、期末手当を6万3,000円減額し、勤勉手当4万5,000円を追加し、管理職手当3万1,000円を減額し、時間外手当10万円を追加するものであります。なお、この時間

外手当につきましては、既定予算が9月の台風により災害復旧対応に要したことから、今後の冬期間に備え計上するものでございます。

福利費として、12万8,000円を減額するものですが、内容といたしましては、職員共済組合負担金7万3,000円、職員退職手当組合負担金5万3,000円、市町村職員福祉協会負担金2,000円をいずれも減額するものでございます。

次に、22ページは資金計画の一覧表であります。

また、23ページ以下は給与費明細であります。後ほどご覧をいただくことといたしまして説明を省略させていただきます。

以上、平成17年度訓子府町水道事業会計補正予算について、提案説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（柴田喜八君） ここで昼食のため休憩いたします。

午後は1時から行いますので参集願います。

休憩 午後12時03分

再開 午後 1時00分

議長（柴田喜八君） 休憩前に戻り会議を継続いたします。

これより提案理由の説明が終わっております一括議題の議案第53号、議案第51号、議案第52号、議案第48号、議案第49号、議案第50号の質疑に入ります。

本案と一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、会議規則第55条ただし書きを適用し、議長が指定した議案ごとに1人につき2回まで質疑することを許します。

まず、最初に議案第53号の質疑を許します。28ページです。ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 質疑がないようですので、議案第53号の質疑終了いたします。

次に、議案第51号の質疑を許します。25ページです。ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 質疑がないようですので、議案第51号の質疑を終了いたします。

次に、議案第52号の質疑を許します。27ページです。ありませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 質疑がないようですので、議案第52号の質疑を終了いたします。

次に、議案第48号の質疑を許します。1ページです。ございませんか。

11番、佐藤静基君。

11番（佐藤静基君） 5ページ、お願いいたします。消防施設管理費の11節の需用費の件でありますけど、今回燃料費の高騰により18万3,000円の追加になりました。これは当初予算からしますと、だいたい25%ぐらいにあたるのですが、それと車両燃料費が5万6,000円追加になっております。これは今年度は来年の3月いっぱいあるわけですが、この金額は現在までの追加という解釈なのでしょうか、それとも今年度中これがいいと、いいと言いますか、燃料を買うのはどういう具合に評価しているかわかりませんが、その辺の期間について説明をお願いいたします。

議長（柴田喜八君） 総務課長。

総務課長（山田日出夫君） この度の燃料費の補正につきましては、今年度を賄う数字ということでご理解をお願いしたいと思います。助役の方からも説明ありましたように、消防につきましては組合単位で今回補正するというございますので、他の庁舎等は別としまして、消防今回させてもらうということによろしくお願いいたします。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

14番、橋本憲治君。

14番（橋本憲治君） 8ページ、この際だからお聞きしたいのですけれども、退職手当組合負担金8,294万9,000円ということなのですけれども、今年あたりは退職する人が出なかったわけなのですけれども、出たんだっけ・・・少ないという環境もありますけど、この負担金の出し方なのですけども、どういう毎年負担金をできれば、この後にはある程度の方が退職出てくると思うのですけども、それに向かって積み立てるのは十分わかるのですけども、今大変財政が厳しい中で、そういうやりくりを考えて出てこないのかなというような思いもするのですけども、どういう算定でこういう出てくるのかお伺いをしたいと思います。

議長（柴田喜八君） 総務課長。

総務課長（山田日出夫君） 退職手当につきましては、私ども職員の本俸に一定の割合をかけて負担金を納めております。現在1,000分の165、140プラス20、165を納めております。

この運営につきましては、当然やりくり、負担金を集めて退職手当を出すというのは、運営の中で毎年毎年運営の仕方が見直されている中で、リストは推移をしてくれているものでございます。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。ありませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） ご質問がないようですので、議案第48号の質疑を終了いたします。

次に、議案第49号の質疑を許します。13ページです。ありませんか。

5番、松浦啓博君。

5番（松浦啓博君） 16ページの歳出の関係でちょっとお伺いをしたいのですが、区分の1の3節、住居手当が14万4,000円減になっているのですが、この住居手当が減らしても良かったという理由がわちょっとわからないので、これをまずお伺いをしたいと思います。

議長（柴田喜八君） 建設課長。

建設課長（竹村治実君） ただいまの住居手当が減額になった理由でございますけども、これにつきましては人事異動によりまして、住居手当が支給されていた者が今度異動になりまして、今度住居手当が支給されない者が配置なったということでございます。今度配置なった者については、参考までに職員住宅に住んでいます。その関係で住居手当は支給されておりません。

議長（柴田喜八君） ありませんね。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 質疑がないようですので、議案第49号の質疑を終了いたします。

次に、議案第50号の質疑を許します。20ページになります。

5番、松浦啓博君。

5番（松浦啓博君） 21ページの関係ですけれども、手当の中で、先ほどの説明の中で時間外手当が10万円追加になっているわけですが、説明の中で冬の体制を整えるために追加しているのだというような説明だったのですが、例えば夜間に水道凍結などが起きた場合の対応だとか、そういうための時間外手当なのか、それ以外に何かがあるのか、その辺の中身についてちょっとお伺いしたいと思います。

議長（柴田喜八君） 水道課長。

水道課長（竹村治実君） ただいまの時間外手当のご質問でございます。

先の説明の中にも、既定予算につきましてはもう台風等の災害で要したということで、今回の追加につきましては、あくまでも冬期間の水道の非常時に対する時間手当ということで追加するものでございます。これにつきましては、ご質問にありましたように、今後町の水道の本管等が何かトラブルがあったとか、そういうふうなための時間外という形で計上しております。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 質疑がないようですので、議案第50号の質疑を終了いたします。以上をもって質疑を終了いたします。

これより一括議題の討論を行います。討論にあたっては、議案番号を指定してから討論を願います。まず各案に対する反対討論の発言を許します。ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 次に、各案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより一括議題の議案第53号、議案第51号、議案第52号、議案第48号、議案第49号、議案第50号を採決いたします。

討論のなかった案件については、一括採決をいたします。

議案第53号、議案第51号、議案第52号、議案第48号、議案第49号、議案第50号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、議案第53号、議案第51号、議案第52号、議案第48号、議案第49号、議案第50号は原案のとおり可決されました。

総務課長。

総務課長（山田日出夫君） 先ほど小坂議員からのご質問で、保留させていただいた点についてお答えさせていただきたいと思っております。

町道に係る一時停止規制の設置箇所につきましては、6ヶ所でございますのでよろしくお願いたします。

14番（橋本憲治君） 6ヶ所の一部さっき言ったように、もし一時停止つくるとなると町が負担するのか、どちらが負担するのか。

総務課長（山田日出夫君） これは公安でつけてもらったものでございます。

議長（柴田喜八君） ここで午後 1 時 2 5 分まで休憩いたします。

休憩 午後 1 時 1 5 分

再開 午後 1 時 2 9 分

閉会の宣言

議長（柴田喜八君） 以上をもって本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて平成 1 7 年第 4 回訓子府町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 1 時 3 2 分

以上、平成17年第4回臨時町議会の会議録は小野事務局長が大要をまとめたものであるが、記載に相違ないことを認め、ここに署名する。

訓子府町議会議長

署名議員

署名議員